

## LiveFit 施設利用規約

<b>第1章 総則</b>
(適用範囲)
第1条 <p>本規約は、「LiveFit」として運営するスポーツクラブ(以下「当クラブ」という。)及び、それに派生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。</p>
(目的)
第2条 <p>当クラブは東海地区に居住・勤務する皆様に健康とくつろぎの為に整えられた良質の環境を提供する事を目的とします。</p>

<b>第2章 会員</b>
(会員制度)
第3条 <p>1, 当クラブは会員制とします。</p> <p>2, 当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、所定の入会申込書・誓約書を提出しなければなりません。(入会システムによるネット申し込み方式)</p>
(入会資格)
第4条 <p>次の各号のいずれかに該当し、当クラブが入会にふさわしくないと認めた者は、当クラブの会員になることは出来ず、既に会員の場合は強制退会出来るものとします。</p> <p>なお、この場合、入会不承認・強制退会の理由を示す必要はないものとします。</p>

<p>本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者</p> <p>本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者</p> <p>暴力団または反社会勢力関係者と当クラブが判断した者</p> <p>医師等により運動を禁じられている者</p> <p>伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者</p> <p>その他本部および加盟店が会員としてふさわしくないと判断した者</p>
---

(会員の種類)										
第5条 <p>当クラブの目的に賛同される方で当クラブがその入会申込を承諾した方を本クラブの会員とします。会員には以下の種類があります。</p> <table> <tbody><tr><td>一般会員</td> <td>18歳以上65歳未満の個人を対象とします。</td></tr> <tr><td>GYM会員・スタジオ会員またはその両方</td> <td></td></tr> <tr><td>シルバー会員</td> <td>65歳以上の個人を対象とします。</td></tr> <tr><td>アンダー18会員</td> <td>保護者の同意のある15歳以上18歳未満を対象とします。</td></tr> <tr><td>法人会員</td> <td>同一の会社に所属する3名以上の個人(無記名)を対象とします。</td></tr> </tbody></table> <p>18歳未満には18歳の高校生も含まれるが、22時～7時の時間帯の施設利用は出来ません。</p>	一般会員	18歳以上65歳未満の個人を対象とします。	GYM会員・スタジオ会員またはその両方		シルバー会員	65歳以上の個人を対象とします。	アンダー18会員	保護者の同意のある15歳以上18歳未満を対象とします。	法人会員	同一の会社に所属する3名以上の個人(無記名)を対象とします。
一般会員	18歳以上65歳未満の個人を対象とします。									
GYM会員・スタジオ会員またはその両方										
シルバー会員	65歳以上の個人を対象とします。									
アンダー18会員	保護者の同意のある15歳以上18歳未満を対象とします。									
法人会員	同一の会社に所属する3名以上の個人(無記名)を対象とします。									

(入会手続)
第6条 <p>当クラブに入会を希望される方は、所定の入会手続きに従い、入会申込みをして頂き、当クラブの承認を得たうえで別紙料金表に定める会費を全額前納するものとします。</p> <p>当該支払いが確認された後、当クラブは延滞ない会員に対して入退室システム登録をするものとします。</p>
(入会金)
第7条 <p>入会金は、入会時に一括してお支払い頂くもので、理由の如何を問わず返金は一切致しません。また、入会金は当クラブ内の純資産に対する所有権を会員に与えるものではありません。</p>

(退会および会員資格の更新)
第8条 <p>当クラブから退会を希望する会員は、所定の退会届を提出し退会することができます。</p> <p>事前に退会届の提出がない場合には、会員資格は自動的に更新するものとします。</p> <p>退会月の前月10日までに提出することとします。</p>

(会員資格の停止および除名等)
第9条 <p>当クラブは会員が以下の事項の一つでも該当した場合、会員資格の一時停止又は除名をする事が出来るものとします。</p> <p>会費等事前に支払うべき費用が、通知を受けてから30日以内に支払われなかった時</p> <p>当クラブの名誉、信用を傷つける行為、または他の会員に迷惑になる行為があった時</p> <p>本規約、細則、その他諸規則に違反した時</p> <p>故意に当クラブの施設・設備を破損した時</p> <p>会員申込用紙に不正確な情報あるいは虚偽の内容記載がある時</p> <p>その他、処分を適当とする行為があり、当クラブが処分を決定した時</p>

(会員資格の失効)				
第10条 <p>会員資格は次の各号のいずれかに該当したとき失効となります。</p> <table> <tbody><tr><td>退会</td></tr> <tr><td>除名</td></tr> <tr><td>会員の死亡</td></tr> <tr><td>法人会員登録のある当該法人が破産・解散・整理の申し立てをし、または受けた時</td></tr> </tbody></table>	退会	除名	会員の死亡	法人会員登録のある当該法人が破産・解散・整理の申し立てをし、または受けた時
退会				
除名				
会員の死亡				
法人会員登録のある当該法人が破産・解散・整理の申し立てをし、または受けた時				

(譲渡等の禁止)
第11条 <p>会員資格はいかなる場合でも譲渡をすること並びに担保設定をすることはできないものとします。但し、会員の相続に準じる登録者の変更を当クラブが認めた場合は除きます。</p>

<b>第3章 会員の権利・義務</b>
(アプリ認証)
第12条 <p>当クラブは専用アプリ認証システムを導入しています。会員は入場の際、入会時に予め登録済みのアプリのマイページによるセキュリティシステム認証により入退室するものとします。</p> <p>(スマートフォンをお持ちでない場合はICカードを発行するものとする)</p>

(会費)
第13条 <p>会費は施設の利用料を含むものとします。その総額と支払い方法は別紙料金表に定める通りとします。</p> <p>会員は料金表に記載された会費を別途細則に従い、事前に支払うものとします。</p> <p>一度支払われた会費はいかなる場合であっても返還しないものとします。</p>

(休会)
第14条 <p>会員(法人会員以外)が転勤、海外留学、重篤な疾病、あるいはそれに類する理由により当クラブ会員としての権利を行使できなくなった場合には、当該会員はその旨を当クラブに対して事前に書面にて通知し、休会月の前月10日までに所定の休会の手続きを取るものとします。</p>

<p>毎月800円(税込880円)のみお支払いで会員状態を維持することができます。</p> <p>この通知には、不在理由、および期間を明記し、企業や校医などにより発行された適切な証明書を添付するものとします。避けられない理由により、会員が事前の通知を行えなかった場合には、会費を月割で計算し、受領済みの年会費との差額を次年度の年会費より差し引くものとします。</p>
---

(施設運営管理)
第15条 <p>当クラブの施設運営管理は当クラブの責任において行い、会員は関与できません。</p> <p>施設の利用等、施設運営管理に関する規則を定め、かつこれを変更できるものとします。</p>

(施設の利用)
第16条 <ol style="list-style-type: none"><li>GYM会員は当クラブのスタジオレッスン以外の施設を利用できるものとします。</li> <li>スタジオ会員は当クラブのGYMエリア以外の施設を利用できるものとします。</li> <li>会員は当クラブの施設を利用する際は必ず入口のアプリ認証システムで認証を行うものとします。</li> <li>会員以外の方の入館は基本的にできません。</li></ol> <p>モニターチェック等で後日不正が発覚した場合には利用料を請求します。なお、請求に応じない場合には、不正に関わった会員を強制退会に出来るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>会員が酒気を帯びている場合、当クラブは入場又は施設の利用を断ることができるものとします。</li> <li>当クラブ内での施設の利用に関し、会員は係員の指示に従うものとします。</li> <li>当クラブ内は全エリア禁煙となっております。</li> <li>当クラブ内にペットを持ち込むことはできません。</li> <li>飲食は指定された場所でのみできるものとします。ただし、飲食物を当クラブ外より持ち込むことはできません。</li> <li>会員は施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行ってはなりません。</li> <li>フロント前のエリアを除き、当クラブ施設内での携帯電話の通話はできないものとします。</li> <li>会員は当クラブの施設を節度を持って利用し、施設内の秩序を乱す行為ははしないものとします。</li> <li>休館日は基本なしとします。但し、年末年始等については終日無人運営とします。</li></ol> <p>*施設内のメンテナンス、修繕等の場合、休館日とさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>見学・体験・入会手続き等は、スタッフアワー(細則第6条参照)のみ対応するものとします。</li></ol>

<b>第4章 その他</b>
(ビジターの利用)
第17条 <p>1, 当クラブは会員以外の方(以下「ビジター」といいます。)に対し、施設利用をお断りします。</p> <p>*会員様が安心安全にご利用していただけるためです。ご了承ください。</p> <p>但し、当施設が適当と認めた場合は利用可能とします。</p>

(施設の廃止、および利用制限)
第18条 <p>天災事変、建築および施設の補修、行政指導等やむを得ない事由により施設の一部を廃止、またはその使用を制限することができるものとします。</p>
(改正)
第19条 <p>本会則の改正および変更は、当クラブによって行われ、改正もしくは変更された会則は、全会員および全利用者に効力を持つものとし、その内容等は掲示板等により会員に告知します。</p>

<b>細則</b>		
(入会金・会費)		
第1条 <p>当施設会則第7条および第13条にいう会員料金は別紙料金表に記載の通りとします。</p>		
(入会金・会費・およびプライベートロッカー等の支払方法)		
第2条 <p>会員は細則第1条および別紙料金表に規定された入会金、会費、その他利用料金を以下の方法・条件により支払うものとします。</p> <table> <tbody><tr><td>クレジットカード・銀行口座振替のいずれか</td></tr> <tr><td>会員資格開始前に全額上記の方法により支払うものとします。</td></tr> </tbody></table>	クレジットカード・銀行口座振替のいずれか	会員資格開始前に全額上記の方法により支払うものとします。
クレジットカード・銀行口座振替のいずれか		
会員資格開始前に全額上記の方法により支払うものとします。		

(その他の料金)
第3条 <p>当クラブオプション料金を、別紙料金表記載の通りとします。</p> <p>支払方法は細則第2条と同様とします。</p>

(施設利用の範囲)
第4条 <ol style="list-style-type: none"><li>GYM会員は当クラブのスタジオレッスン以外の施設を利用できるものとします。</li> <li>スタジオ会員は当クラブのGYMエリア以外の施設を利用できるものとします。</li></ol> <p>ただし予約が必要な場合があります。</p> <p>また、設備によっては利用時間を制限させて頂くことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>15歳未満はジムエリアを利用することはできません。スタジオレッスンのみご利用できます。</li> <li>プライベートロッカーへの貴重品の預け入れはご遠慮ください。</li></ol> <p>盗難および紛失に対して当クラブは一切責任を負いません。</p>

(施設の利用時間)
第5条 <ol style="list-style-type: none"><li>施設の利用は24時間とします(ただし、スタッフアワーは全日9時～22時としスタッフアワーの時間外は無人運営です。</li></ol> <p>スタッフアワーは当クラブの都合により時間が変更になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>満16歳未満の方の利用は同伴者の有無にかかわらずクラスの実施時間のみとします。</li></ol> <p>(変更事項)</p>

(施設の利用時間)
第5条 <ol style="list-style-type: none"><li>施設の利用は24時間とします(ただし、スタッフアワーは全日9時～22時としスタッフアワーの時間外は無人運営です。</li></ol> <p>スタッフアワーは当クラブの都合により時間が変更になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>満16歳未満の方の利用は同伴者の有無にかかわらずクラスの実施時間のみとします。</li></ol> <p>(変更事項)</p>

(施設の利用時間)
第5条 <ol style="list-style-type: none"><li>施設の利用は24時間とします(ただし、スタッフアワーは全日9時～22時としスタッフアワーの時間外は無人運営です。</li></ol> <p>スタッフアワーは当クラブの都合により時間が変更になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>満16歳未満の方の利用は同伴者の有無にかかわらずクラスの実施時間のみとします。</li></ol> <p>(変更事項)</p>

(施設の利用時間)
第5条 <ol style="list-style-type: none"><li>施設の利用は24時間とします(ただし、スタッフアワーは全日9時～22時としスタッフアワーの時間外は無人運営です。</li></ol> <p>スタッフアワーは当クラブの都合により時間が変更になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>満16歳未満の方の利用は同伴者の有無にかかわらずクラスの実施時間のみとします。</li></ol> <p>(変更事項)</p>

第6条 <p>会員は入会申込書記入事項に変更が生じた場合、速やかに当クラブに通知するものとします。</p> <p>(附則)</p>
第7条 <p>入会金、会費等、料金表に記載の料金および本紙記載の利用時間は変更されることがあります。この場合には事前に当クラブより通知します。</p>